

電源Ⅱ 〓 低速需給バランス調整力契約書【標準契約書】

〇〇株式会社（以下「甲」という。）と中部電力株式会社（以下「乙」という。）とは、2019年8月30日に乙が公表した2019年度電源Ⅱ 〓 低速需給バランス調整力募集要綱（以下「募集要綱」という。）を承認のうえ甲が低速需給バランス調整等のための調整力（以下「低速需給バランス調整力」という。）を乙に提供することについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）する。

（低速需給バランス調整力の提供）

第1条 甲は、乙が低速需給バランス調整等を実施するため、別紙1の発電設備または負荷設備（以下「契約電源等」という。）を用いて、乙に対して低速需給バランス調整力の提供を行うものとする。

なお、この場合の当該契約電源等は、2018年10月1日実施の乙の託送供給等約款（以下「約款」という。）に規定する（乙が約款を変更した場合には、変更後の託送供給等約款の該当条項による。以下同じ。）次の各設備に該当するものとして取り扱う。

（1）揚水発電設備または蓄電池（以下「揚水発電設備等」という。）

約款附則5（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）（3）に規定する「当社が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社と調整に関する契約を締結する設備」

（2）発電設備（揚水発電設備等を含む。）

約款15（契約および託送供給等の単位）（4）に規定する調整電源

（3）負荷設備

約款15（契約および託送供給等の単位）（5）に規定する調整負荷

2 本契約において、低速需給バランス調整力の提供とは、甲が乙の指令に従い、契約電源等について次の運転を行うことをいう。

（1）出力の増加ないし減少

契約電源等の出力を増加ないし減少（出力の減少に応じる契約電源等に限る。）させること。

（2）揚水運転

下池から上池へ水を汲み上げる機能（以下「揚水運転機能」という。）を有する契約電源等について、乙の電力系統に並列し、水の汲み上げを行うこと。

(発電計画値等の提出)

第2条 甲は、発電設備を活用して低速需給バランス調整力の提供を行う場合、契約電源等ごとに当該契約電源等の発電バラnsingグループの発電計画値（以下「B G最経済計画値」という。）を電力広域的運営推進機関を通じて乙に提出するものとする。

2 甲は、負荷設備を活用して低速需給バランス調整力の提供を行う場合、契約電源等ごとにその需要場所における需要者の電気の使用の抑制または増加がなかった場合に想定される電力使用量（以下「調整力ベースライン」という。）の設定方法について、あらかじめ乙と協議するものとする。

3 甲は、乙が必要と認める場合、乙が必要とする発電計画値、発電可能電力、発電可能電力量およびその他の運用制約等を乙に直接提出するものとする。

(送電上の責任分界点)

第3条 送電上の責任分界点は、契約電源等ごとに別紙1のとおりとする。

(財産分界点および管理補修)

第4条 財産分界点は、契約電源等ごとに別紙1に定めるものとし、この分界点より甲側（契約電源等側）については甲が、乙側については乙がそれぞれ管理補修の責任を負うものとする。ただし、財産分界点より甲側または乙側において、設備所有者が異なる場合、管理補修の責任は設備所有者が負うものとする。

(定格出力、受電地点、電圧、力率、電気方式および周波数)

第5条 契約電源等の定格出力、受電地点、電圧、力率、電気方式および周波数は、別紙1のとおりとする。

(設備要件)

第6条 甲は、契約電源等について、別紙2に記載の設備要件を満たすものとする。

(需給運用への参加)

第7条 乙は、約款にもとづく当日計画の提出期限（以下「ゲートクローズ」という。）後に、本契約第2条にもとづき提出された発電計画値等を確認のうえ、甲に対し、低速需給バランス調整力の提供を求めることができるものとする。

2 前項にかかわらず、乙が、低速需給バランス調整力を必要とする場合、乙は甲に対してゲートクローズ前でも、甲の申し出の範囲で低速需給バランス調整力の提供を求めることができるものとする。

- 3 甲は、本条第1項および前項にもとづき乙が低速需給バランス調整力の提供を求めた場合には、特別の事情がある場合を除き、これに応じるものとする。

(運用要件)

第8条 甲は、契約電源等について次の各号の運用要件を満たすものとする。

- (1) 甲は、契約電源等に不具合が生じた場合、速やかに乙に連絡のうえ、遅滞なく復旧できるよう努めること。
- (2) 甲は、契約電源等の不具合が解消した場合、速やかに乙に連絡すること。
- (3) 甲は、契約電源等を所有する発電事業者および需要者に、本契約に定める事項、募集要綱、約款、系統運用ルール、電力広域的運営推進機関の業務規程および送配電等業務指針のほか、本契約に付帯して交換する申合書等（以下「申合書等」という。）を遵守させること。

(計量)

第9条 契約電源等が発電設備の場合には、契約電源等から受電する電力量（以下「発電実績電力量」という。）は、原則として契約電源等ごとに取り付けられた記録型計量器により受電電圧と同位の電圧で、契約電源等が負荷設備の場合には、契約電源等から受電する電力量（発電実績電力量とあわせて「実績電力量」という。）は、原則として契約電源等ごとに取り付けられた記録型計量器により受電電圧と同位の電圧で、それぞれ30分単位で計量するものとする。ただし、契約電源等ごとに計量することができない場合の実績電力量は、別途甲乙の協議により定めるものとする。

- 2 計量器の故障等により、電力量を正しく計量できない場合は、その都度甲乙協議のうえ、別途電力量を決定するものとし、これを実績電力量として取り扱うものとする。

(計量器等の取付け)

第10条 低速需給バランス調整力の提供に係る料金（以下「低速需給バランス調整力料金」という。）の算定上必要な記録型計量器、その附属装置（計量器箱、変成器、変成器の2次配線等をいう。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいう。）は、原則として、乙が選定し、乙の所有として、乙が取り付けるものとする。ただし、約款66（計量器等の取付け）にもとづき取り付けられる計量器等で代替可能な場合は、当該計量器等で代替するものとし、本契約にもとづき、あらためて計量器等を取り付けることはしないものとする。

- 2 乙は、前項に係る工事に要する費用の全額を工事費負担金として甲から申し受けるものとする。

- 3 法令等により、本契約にもとづき取り付けられた計量器およびその付属装置ならびに区分装置を取り替える場合は、甲は実費を乙に支払うものとする。

(通信設備等の施設)

第11条 契約電源等に対する乙の指令の受信および契約電源等の現在出力等の乙への伝送等に必要通信設備および伝送装置等は、次のとおり施設するものとする。

(1) 専用線オンラインによる場合

イ 発電所等構内の通信装置、出力制御装置等

甲が選定し、甲の所有として、甲が取り付けるものとする。また、その工事に要する費用は甲が負担するものとする。

ロ 発電所等から最寄りの変電所、通信事業所等までの間の通信線等

乙が選定し、乙の所有として、乙が取り付けるものとする。また、その工事に要する費用は甲が負担するものとする。

ハ 前2号以外の通信線等

乙が選定し、乙の所有として、乙が取り付けるものとする。また、その工事に要する費用は乙が負担するものとする。ただし、保安通信電話や転送遮断装置等、発電機連系に必要な装置の情報伝送において、伝送路を専有している場合はこの限りでない。

(2) 簡易指令システムによる場合

イ 甲の簡易指令システム用受信装置

甲が選定し、甲の所有として、甲が取り付けるものとする。また、その工事に要する費用は甲が負担するものとする。

ロ 簡易指令システムから甲の簡易指令システム用受信装置までの間の通信回線等乙が指定する通信回線および認証・暗号化等について、甲の負担で契約を行うものとする。

(料金の算定期間)

第12条 低速需給バランス調整力料金の算定期間（以下「料金算定期間」という。）は、毎月1日から当該月末日までの期間とする。

(低速需給バランス調整力料金の算定および支払い)

第13条 乙は、料金算定期間ごとに、次の各号の料金を合計した金額を低速需給バランス調整力料金として、これに本契約第23条で定める消費税等相当額および事業税相当額を加えたものを甲に支払うものとする。ただし、事業税相当額の加算は、甲の事業税の課税標準が収入金額による場合で、かつ、乙の事業税の課税標準とすべき収入金額の算定にあたり、地方税法の規定により乙の収入とすべき金

額の総額から乙が甲に料金として支払うべき金額に相当する金額が控除される場合に限るものとする。また、次の各号の金額の単位は1円とし、料金算定過程における端数処理は行わず、最終的な金額が確定した時点でその端数を切り捨てるものとする。

(1) 電力量料金

電力量料金は、次のイの金額からロおよびハの合計金額を差し引いた金額とする。

イ 上げ調整電力量料金

契約電源等ごとに、本契約第15条にもとづく上げ調整電力量に、本契約第14条にもとづく上げ調整電力量料金単価を乗じて得た金額を、すべての契約電源等につき合計した金額とする。

ロ 下げ調整電力量料金

契約電源等ごとに、本契約第15条にもとづく下げ調整電力量に、本契約第14条にもとづく下げ調整電力量料金単価を乗じて得た金額を、すべての契約電源等につき合計した金額とする。

ハ その他下げ調整電力量料金

契約電源等ごとに、本契約第15条にもとづくその他上げ調整電力量に、その30分の約款24（発電量調整受電計画差対応電力）に規定する発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価に $1 / (1 + \text{消費税率} [\text{消費税率および地方消費税率を合計した値とする。}])$ を乗じて得た値を乗じて得た金額を、すべての契約電源等につき合計した金額とする。

(2) 揚水運転費

契約電源等ごとに、揚水運転を行うために要した電力・電力量を料金算定期間において合計した値に応じ、約款にもとづき甲が負担する接続送電サービスに対応する料金（消費税等相当額を除く。）に相当する金額に甲乙協議して決定した諸費用を加えた金額を合計した値とする。

- 2 甲は、前項により算定した各料金算定期間の低速需給バランス調整力料金を、当該料金算定期間の翌々月15日までに請求書により乙に請求し、乙は同月22日（ただし、22日が金融機関の休業日の場合はその翌営業日）までに甲に支払うものとする。ただし、甲の請求書による請求が同月16日以降であった場合、乙は、請求書受領後10日以内（ただし、請求書受領後10日が金融機関の休業日にあたる場合はその翌営業日）に甲に支払うものとする。
- 3 前項の支払いが、支払期限日までに行われなかった場合、乙は、支払期限日の翌日以降支払いの日まで、当該不払額（消費税等相当額および事業税相当額は含まない。）に対して、年10パーセント（閏年についても、365日あたりの割合とする。）の延滞利息を甲に支払うものとする。

- 4 本条第1項(1)ロで定める下げ調整電力量料金および同項(1)ハで定めるその他下げ調整電力量料金の合計金額が、同項(1)イで定める上げ調整電力量料金および同項(2)で定める揚水運転費の合計金額を上回る場合は、甲は、その差額に消費税等相当額および事業税相当額を加算した金額を乙に支払うものとし、当該請求および支払いについては、本条第2項に準じ、延滞利息については前項に準じて行うものとする。

(電力量料金に係る単価)

第14条 前条第1項の上げ調整電力量および下げ調整電力量料金の算定に用いる単価(1キロワット時あたり銭単位で設定)については、契約電源等ごとに、甲が設定するものとする。

- 2 甲は、原則として毎週火曜日12時(当該日が休祝日の場合はその直前の営業日)までに、乙に対し、当該週の土曜日から翌週金曜日まで(以下「適用期間」という。)に適用する前項の各単価を、乙が定める様式(別紙3)により提出するものとする。ただし、甲の特別な事情により、適用期間の途中で単価を変更する必要がある場合は、甲は速やかにその旨を乙に連絡し、甲乙協議のうえ、単価の変更を行うことができるものとする。

(調整電力量)

第15条 調整電力量は、契約電源等ごとに、次のとおり算定するものとする。

- (1) 発電設備の場合、30分ごとの実績電力量からゲートクローズ時点における30分ごとのBG最経済計画値を減じた値とする。
 - (2) 負荷設備の場合、ゲートクローズ時点における30分ごとの調整力ベースラインから30分ごとの実績電力量に $1 / (1 - \text{損失率} [\text{約款} 33 \{ \text{損失率} \}]$ を乗じた値を減じた値とする。
 - (3) 前二号において、送電端と異なる電圧で実績電力量の計量を行うときは、甲乙別途協議により定めた方法により、計量した実績電力量を送電端に補正したうえで、調整電力量の算定を行うものとする。
- 2 前項の調整電力量は、次のとおり算定するものとする。
- (1) 上げ調整電力量
乙が契約電源等の出力を増加させる指令を行い、調整電力量が正の場合の電力量。
 - (2) 下げ調整電力量
乙が契約電源等の出力を減少させる指令を行い、調整電力量が負の場合の電力量。
 - (3) その他下げ調整電力量

乙が契約電源等の出力を増加させる指令を行い、調整電力量が負の場合の電力量。

- 3 乙は、前項により算定された調整電力量を料金算定期間において合計した値について、料金算定期間の翌々月10日までに、甲に通知するものとする。

(低速需給バランス調整力の提供期間および契約の有効期間)

- 第16条 本契約にもとづく甲から乙への低速需給バランス調整力の提供期間は2020年4月1日から2021年3月31日までとする。ただし、提供期間満了の3ヶ月前までに甲乙いずれからも何らの申し出がない場合は、さらに1年間同一条件で提供期間を延長するものとし、その後も同様とする。
- 2 本契約の有効期間は、契約締結の日から本契約にもとづくすべての債務の履行が完了した日までとする。

(合意による解約)

- 第17条 甲または乙は、やむを得ない事由により本契約の全部または一部の解約を希望する場合、あらかじめ書面をもって相手方にその旨を申し出て、相手方と誠意をもって協議のうえ合意が得られたときは、本契約の全部または一部を解約することができるものとする。

(契約の解除)

- 第18条 甲および乙は、相手方が本契約に定める義務を履行しない場合、相手方に対して、書面をもってその履行を催告し、その後、10日を経過しても相手方が当該義務を履行しなかったときには、本契約を解除することができるものとする。
- 2 甲および乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合は、相手方に対し書面により通知して、本契約をただちに解除することができるものとする。
 - (1) 支払停止もしくは支払不能の状態に陥った場合、または手形交換所から警告もしくは不渡処分を受けた場合
 - (2) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算もしくはその他の倒産関連法令にもとづく手続（以下総称して「倒産手続」という。）開始の申立てを受け、または自ら倒産手続の申立てをし、もしくは解散の決議を行った場合
 - (3) 本契約における重大な義務違反があった場合
 - 3 乙は、甲が故意または重過失により低速需給バランス調整力の全部または一部の提供を停止した場合は、本契約をただちに解除することができるものとする。

(解約または解除に伴う補償)

第19条 本契約の解約または解除により、その責めに帰すべき者の相手方に損害が発生する場合は、その責めに帰すべき者は解約または解除等により生ずる相手方の損害を賠償しなければならないものとする。

(契約の承継)

第20条 甲は、第三者と合併し、またはその事業の全部もしくは本契約に関係のある部分を第三者に譲渡するときは、あらかじめ乙に書面によりその旨を通知し、乙の承認を受けたうえで、本契約をその承継者に承継させるものとする。

(反社会的勢力の排除)

第21条 乙は、甲が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）に該当し、または反社会的勢力と次の各号のいずれかに定める関係を有することが判明した場合は、ただちに本契約を解除することができるものとする。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加える等、反社会的勢力を利用していると認められるとき
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき
 - (5) その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 乙は、甲が自らまたは第三者を利用して、次の各号のいずれかに定める行為をした場合は、ただちに本契約を解除することができるものとする。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 甲は、自己が将来にわたり前二項に該当しないことを表明・確約する。
- 4 甲は、自己が反社会的勢力から不当要求または業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を乙に報告し、乙の捜査機関への通報に必要な協力を行うものとする。
- 5 甲が前項の規定に違反した場合は、乙は、ただちに本契約を解除することがで

きるものとする。

- 6 乙が本条第1項, 第2項または前項の規定により本契約を解除した場合, 甲は, 解除により乙に生ずる損害を賠償するものとする。なお, この場合, 甲は, 解除により自己に生ずる損害の賠償を乙に請求することができないものとする。

(損害賠償)

- 第22条 甲または乙は, 自己の責めに帰すべき事由により, 相手方または第三者に損害を与えた場合は, 当該損害を賠償するものとする。

(消費税等相当額および事業税相当額)

- 第23条 本契約において消費税等相当額とは, 消費税法の規定により課される消費税および地方税法上の規定により課される地方消費税に相当する金額をいい, 本契約において事業税相当額とは, 地方税法の規定により課される事業税に相当する金額をいう。

(単位および端数処理)

- 第24条 本契約において, 低速需給バランス調整力料金その他を計算する場合の単位および端数処理は, 次のとおりとする。
- (1) 発電機等出力の増減電力量および揚水発電の電力量の単位は, 1キロワット時とし, その端数は, 小数点以下第1位で四捨五入するものとする。
 - (2) 前条で定める消費税等相当額および事業税相当額を加算して授受する場合は, 消費税および事業税が課される金額, 消費税等相当額および事業税相当額の単位はそれぞれ1円とし, その端数はそれぞれ切り捨てるものとする。

(運用細目)

- 第25条 乙の電力系統において契約電源等に係る制約が生じ契約電源等の出力抑制が必要となった場合は, 乙は速やかに甲に当該制約の内容について連絡するものとする。
- 2 その他本契約の運用上必要な細目については, 別途甲乙間で定めるものとする。

(合意管轄および準拠法)

- 第26条 本契約に関する訴訟については, 名古屋地方裁判所の管轄に属するものとする。
- 2 本契約は, すべて日本法に従って解釈され, 法律上の効力が与えられるものとする。

(秘密保持義務)

第27条 甲および乙は、本契約の内容ならびに本契約の締結および履行に際して知り得た相手方の情報について、本契約の有効期間中はもとより、有効期間満了または解除等による終了後においても、第三者に対して開示してはならないものとする。ただし、あらかじめ相手方の承諾を得た場合または電気事業法および関係法令にもとづく監督官庁等の要請に対して当該監督官庁等に提示する場合、または低速需給バランス調整力の広域的運用に伴い他の一般送配電事業者に提示する場合は、この限りでない。

2 前項の相手方の情報には、次の各号のいずれかに該当するものは、含まれないものとする。

- (1) 本契約の締結前から既に自ら保有していたもの
- (2) 本契約の締結後に自らの責めによらず公知となったもの
- (3) 正当な権限を有する第三者より秘密保持の義務なく入手したもの
- (4) 相手方の情報を使用もしくは参照することなく独自に開発したもの

(協議事項)

第28条 本契約に定めのない事項については、募集要綱、約款、系統運用ルールおよび申合書等によるものとする。

2 本契約および申合書等により難い特別な事項については、その都度甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

以上、本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

□□□□年□□月□□日

甲 ○○県○○市○○町○○番
○○株式会社
取締役社長 ○○ ○○

乙 愛知県名古屋市東区東新町1番地
中部電力株式会社
代表取締役社長 勝野 哲
社長執行役員

別紙 1. 契約電源等一覧表

事業者名	契約電源等	所在地	号機	定格出力 (kW)	電圧 (kV)	力率 (%)	電気方式	周波数 (Hz)	受電地点 (送電上の責任分界点・財産分界点)
□ □ 発電株式会社	××発電所	○○県○○市××	1号機	○○	275	90	交流三相3線式	60	××線(1, 2号)引込OFケーブルのケーブルヘッド送電線側接続点
			2号機	○○	275	90	交流三相3線式	60	
			3号機	○○	275	90	交流三相3線式	60	
			4号機	○○	275	90	交流三相3線式	60	
	○○○発電所	○○県□□市○○	1号機	○○	500	90	交流三相3線式	60	□□□線引込鉄構における、□□□線架線と□□□開閉所引込用ジャンパー線の接続点
			2号機	○○	500	90	交流三相3線式	60	
			3号機	○○	500	90	交流三相3線式	60	
	□□発電所	○○県□□村大字○○	1号機	○○	500	90	交流三相3線式	60	□□発電所鉄構の電線路引留がい子取付点及び開閉器設備(G I S)の電路側端子
			2号機	○○	500	90	交流三相3線式	60	

契約電源等の設備要件

電源Ⅱ「低速需給バランス調整力契約書第6条に定める設備要件については、以下のとおりとする。

『指令の信号送受信機能』

1 専用線オンラインによる指令の場合

- ・低速需給バランス調整に必要な以下の信号を送受信する機能を具備するものとする。

(1) 受信信号

- ・指令値（上げ，下げ）

(2) 送信信号

- ・機能故障

- ・当該機能については電力制御システムに該当するため、情報セキュリティ対策として「電力制御システムセキュリティガイドライン」（JES C Z 0004（2016））への準拠が必要となります。加えて、当社の電力制御システムに接続することになるため、当社が定めるセキュリティ要件に従うものとする。

2 簡易指令システムによる場合

- ・低速需給バランス調整に必要な以下の信号を送受信する機能を具備するものとする。

(1) 受信信号（調整実施）

ア 調整実施指令信号

乙からの発電等出力の増加ないし減少指令の受信

イ 調整実施指令変更信号

乙からの発電等出力の増加ないし減少指令の変更の受信

ウ 調整実施取消信号

乙からの発電等出力の増加ないし減少指令の取消の受信

(2) 送信信号（調整実施可否）

- ・調整実施可否信号

乙からの調整実施信号に対する打ち返しとし、調整実施可否を通知

- ・当該機能については電力システムのセキュリティ設計に準拠し、連携した対策が必要となるため、経済産業省および独立行政法人情報処理推進機構[IPA]が定める「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するサイバーセキュリティガイドライン Ver1.1」のセキュリティ要件に準拠した対策を行うものとする。
- ・通信仕様については、OpenADR 2.0bに準拠するものとする。
- ・OpenADR 2.0 Profile Specification B Profile (Rev1.0) およびデマンドレスポンス・インタフェース仕様書第1.1版を参照するものとする。

- ・ 電力系統への影響軽減の観点から、同一の伝送媒体および送受信装置に接続する設備（または需要家）から供出される電力の合計が100万キロワット以下になるように（複数の伝送媒体および送受信装置に分割する等）するものとする。

以 上

別紙 3. 上げ・下げ調整電力量料金に係る単価

適用期間	◇◇年○月○日（土）～×月×日（金）
------	--------------------

事業者名	契約電源等	上げ調整電力量に適用する単価 (V 1 : 円/kWh)	下げ調整電力量に適用する単価 (V 2 : 円/kWh)
□□発電株式会社	××発電所 1 号機		
	××発電所 2 号機		
	××発電所 3 号機		
	××発電所 4 号機		
	○○発電所 1 号機		
	○○発電所 2 号機		
	○○発電所 3 号機		